

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、経営理念である「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」を実現するため、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に努めます。

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2)株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。
- (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4)取締役会及び監査役会は、独立した客観的な立場から経営陣の業務執行に対する実効性の高い監督及び監査を行う。
- (5)株主との建設的な対話を促進するための体制及び環境を整備する。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4】(政策保有株式)

当行ホームページに開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第5条をご参照ください。  
<http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/management/governance/>

#### 【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当行は、当行と取締役等との取引が株主の利益を害することのないよう、次の手続きを定めております。  
取締役の競業取引、及び取締役と当行間の取引又は取締役が第三者のために当行とする取引その他当行と取締役との利益相反する取引については、「取締役会規程」において、取締役会による事前の承認を得ることを規定しております。  
また、上記承認事項の取引実行後、当該取引についての重要事項を取締役に報告することとしております。

#### 【原則3-1】(情報開示の充実)

##### (1)経営理念・中期経営計画

当行では経営理念および中期経営計画を策定し公表しております。詳細は当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

< 経営理念 > <http://www.tohoku-bank.co.jp/profdisk/about/>

< 中期経営計画 > <http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/management/plan/>

##### (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

当行ホームページに開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。

<http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/management/governance/>

##### (3)取締役の報酬決定方針及び手続

当行ホームページに開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第16条及び第20条をご参照ください。

<http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/management/governance/>

##### (4)取締役・監査役候補者の指名方針・手続

当行ホームページに開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第11条、第12条及び第16条をご参照ください。

<http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/management/governance/>

##### (5)個々の選任・指名についての説明

前記(4)の手続による取締役・監査役候補者の選任・指名の理由は、「株主総会招集ご通知」に記載するとともに、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/library/shareholder/>

#### 【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲)

当行では、経営意思決定の機動性を確保するため、頭取を含む役付取締役からなる「常務会」を設置し、取締役会からの権限委任事項について審議・決定しております。

取締役会では、「取締役会規程」により決議事項の範囲を定めており、また取締役会決議事項以外の業務執行にかかる常務会・取締役への権限委任項目については、「常務会規程」及び「本部職務責任権限表」等により明確に定めております。

#### 【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

当行では、取締役会全体としての知識・経験・能力・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、取締役会による実効性の高い経営監督機能を確保するため、現在、独立性のある社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性基準)

当行ホームページに開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第10条及び別紙「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

<http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/management/governance/>

【補充原則4-11-1】(取締役選任に関する方針・手続)

当行ホームページに開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第11条及び第16条をご参照ください。

<http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/management/governance/>

【補充原則4-11-2】(役員の兼任状況)

当行は、取締役・監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」等において毎年開示しております。なお、本報告書提出日現在、取締役及び監査役の他の上場会社役員の兼任はございません。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性評価)

当行では、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」及び「取締役会規程」において、毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その機能向上に向けた改善を図る旨を定めております。

平成29年4月28日開催の取締役会において、平成28年度の実効性に関する分析・評価を実施しました。

この中で、取締役会全体の実効性は、概ね確保されていることを確認するとともに、以下の課題を共有しております。

- ・議論の一段の活性化に向けた取締役会の議事運営
- ・社外役員間の情報共有・認識共有を図るための情報交換会の開催

今後当行は、以上の共有した課題を踏まえて十分な議論及び改善を行い、取締役会の一段の実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニング方針)

当行ホームページに開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第17条をご参照ください。

<http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/management/governance/>

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当行ホームページに開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第21条をご参照ください。

<http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/management/governance/>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,567,000	3.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,447,000	2.57
東北銀行従業員持株会	2,393,020	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,864,000	1.96
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人)シティバンク銀行株式会社	1,550,999	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,414,000	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	1,313,000	1.38
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,166,470	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,116,000	1.17
富国生命保険相互会社	1,106,000	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村井 三郎	弁護士													
澤口 豊彰	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村井 三郎		一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行うことが期待されることから、社外取締役に選任しております。また、当行ならびに子会社等との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、独立役員として指定するものです。



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 淳夫		一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	昭和55年に岩手県庁入庁以来、県職員として長年携わり、豊富な行政経験と幅広い知見を有しております。こうした経験・知見を活かし、当行の経営の監視や適切な助言をいただくため、監査役に選任しております。また、当行ならびに子会社等との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、独立役員として指定するものです。
南部 利文		一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	第46代南部家当主として伝統を継承し岩手県内のみならず国内に幅広い交流関係を有しており、そこから得た豊富な経験と高い見識を当行の監査に反映していただくため選任しております。また、当行ならびに子会社等との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、独立役員として指定するものです。
榎崎 憲二			報道関係会社に長年携わった豊富な経験と会社経営者としての幅広い見識を当行の監査に反映していただくため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲を高めるため、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、役位別基本報酬のほかに年度業績及び各貢献度を反映した業績連動型報酬で構成されています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度における役員の報酬は社内取締役9人に対して総額177百万円、社内監査役3人に対して総額24百万円、社外役員5人に対して総額11百万円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行ホームページに開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第16条及び第20条をご参照ください。  
<http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/management/governance/>

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の補佐を秘書室が行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当行は迅速かつ的確な意思決定と業務執行を行い、適正な監督機能を確保するため社外取締役の選任と監査役会及び内部監査部門が連携し以下の体制をとっております。

当行は取締役会を原則月1回開催しており、経営に関わる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行っております。特に、社外取締役については、客観性、中立性ある立場から高い監督機能の発揮を求めています。

常務取締役以上及び常勤監査役で構成される常務会は原則毎週開催され、迅速な意思決定を行う体制を整備しております。常務会は取締役会で定めた基本方針に基づく業務執行や、常務会規程に基づく付議案件等を審議するとともに、重要な銀行業務の意思決定機関としての機能を担っております。なお、平成28年度においては、取締役会を12回、常務会を63回開催しており、取締役会については監査役、常務会については常勤の監査役が出席し、適切な提言・助言を行っております。

当行は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役5名(会社法第2条第16号に規定された社外監査役3名を含む。)で構成されております。各監査役は、監査役会で決定された監査実施計画に基づき、業務執行に関する監査実施状況の報告や、監査に関する重要な事項等の決議を行っております。なお、平成28年度においては、監査役会を9回開催しております。

また監査役は取締役会への出席を通して経営のチェックを行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況、内部統制の有効性及び法令遵守状況等を監査しております。

監査役と内部監査部門の連携状況は「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】に記載しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は監査役設置会社で社外取締役を選任しております。

社外取締役は客観性、中立性ある立場から経営を監督しております。また監査役及び監査役会は監査機能を有効に発揮しており、コーポレートガバナンスの実効性を高める体制としております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	「株主総会招集ご通知」を平成29年6月1日に株主の皆様へ発送しており、株主総会開催日(平成29年6月22日)の3週間前と早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席いただくことを目的として、集中を回避するよう努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	「株主総会招集ご通知」の一部を英訳し、東証適時開示情報伝達システムに掲載しております。
その他	「株主総会招集ご通知」発送前に、「株主総会招集ご通知」及び「株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」を東京証券取引所への開示、および当行ホームページに掲載することで、株主の皆様へ周知を図っております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に各地で開催する「会社説明会」等において、株主、お取引先、機関投資家等の皆さまへ、決算内容等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ディスクロージャー誌、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料等を当行ホームページへ掲載しております。 <a href="http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/">http://www.tohoku-bank.co.jp/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部に広報担当を配しており、さまざまなご質問にお応えしております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動等については、当行ホームページ等で公表しております。 <a href="http://www.tohoku-bank.co.jp/">http://www.tohoku-bank.co.jp/</a>
その他	当行はこれまでポジティブアクション(女性の積極的登用)に積極的に取り組んでおり、平成28年4月に施行された女性活躍推進法においては、女性管理職割合・時間外労働など5つの項目全てにおいて基準を満たし、最上位である3段階目の「えるぼし」を取得しております。平成29年4月1日現在、61名の女性管理職が活躍しており、女性管理職比率は27.5%となっております。 また、平成29年1月には「イクボス宣言」を行い、従業員が仕事と家庭を両立しながら安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組んでおります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 内部統制システムの構築に関する基本方針

##### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 銀行の社会的責任と公共的使命を基本とした企業倫理の構築を図るため、コンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守が経営の最重要課題であることを認識しその徹底を図る。
- (2) 法令等に違反の疑義が生じた場合は、法令及び就業規則等に基づき適切な措置をとるとともに、必要な対応策を迅速に講ずる。
- (3) コンプライアンス管理体制の充実のため、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、その進捗状況を管理・分析する。
- (4) 法令等遵守に関する諸問題に対し円滑な対応ができるよう組織体制・規程の整備を図るとともに、法令等遵守に関連する法務情報の収集に努め、適切な対応を行なう。
- (5) 反社会的勢力への対応についてコンプライアンスマニュアルに定め、反社会的勢力に毅然として立ち向かい、関係遮断を重視した体制を構築する。
- (6) 監査役は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監視・検証し改善勧告を行なう。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報を記録し、その取扱いに関する規程に従い、保存及び管理する。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務運営の長期的な安定を確保するため、リスク管理の方針及びリスク管理に係る規程を取締役会において決定する。
- (2) 統合リスク管理及び資産・負債の総合管理にかかる事項を組織横断的に管理するため、ALM委員会を設置する。
- (3) リスク管理全体を統括する統合的リスク管理の統括部署を設置するとともに、リスクの種類ごとに主管部署を定め管理する。
- (4) 大規模災害等、緊急事態が発生した場合における金融システムの機能維持を目的とする業務継続計画(BCP)を策定し、緊急事態発生時にも適切に対処する。

##### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営計画を定め、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 取締役会は、執行役員に対し取締役会の決定した業務執行を行わせることができ、業務執行を監督するとともに必要に応じて指揮命令を行う。
- (3) 効率的業務執行のため、職務分掌及び責任権限の規程にもとづき職務の分担を定める。

##### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人に対し法令・定款及びその他の規程の遵守を徹底するため、コンプライアンスマニュアルを制定し、意識の醸成に努める。
- (2) コンプライアンスの整備・強化のため、コンプライアンス委員会を設置する。
- (3) コンプライアンス統括部署は年度毎に策定されたコンプライアンス・プログラムを適切に運営する。

##### 6. 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制  
イ. 子会社管理の規程により、業績、財務状況、その他業務執行に係る重要事項について、子会社が当行に協議・報告する事項を定め、適切に管理する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程のその他の体制  
イ. 子会社においてリスク管理規程等を定めるほか、リスク管理を確保するため、子会社管理の規程により子会社が行う各業務の所管部署を定め、業務運営について管理、指導を行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
イ. 子会社が年度毎策定する経営計画を、当行の統括部署にて協議の上、常務会にて決裁を行う。  
ロ. 子会社管理の規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- (4) 子会社の取締役等および使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
イ. 子会社においてもコンプライアンスマニュアル等を策定し、責任者を配置する。  
ロ. 当行の監査部署は子会社を監査し損失発生の危険性及び不適切な業務の内容が認められた場合、監査部署を担当する役付取締役及び常勤監査役に報告する。

##### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は職務を円滑に遂行するため、監査役は必要に応じ職務遂行を補助する使用人を置くことができる。

##### 8. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役を補助する使用人は他部署の役職員を兼務せず、補助すべき期間中は取締役の指示、命令は受けないものとする。
- (2) 監査役を補助する使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定は常勤監査役に事前の同意を得る。また、他部署との役職員を兼務しない場合の人事考課は常勤監査役が行う。

##### 9. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

- (1) 当行の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制  
イ. 役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合は当該事実を遅滞なく監査役に報告する。  
ロ. 監査役からの監査業務の執行に必要なと判断した報告の要請に対しては、取締役、使用人は速やかにその事項について報告する。
- ハ. 取締役の職務の執行を監査するため監査役は重要な会議等へ出席する。
- (2) 子会社の取締役・監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制  
イ. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備する。  
ロ. 子会社の使用人等は、当行監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

##### 10. 監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。
- (2) 監査役は、職責を実効的に遂行する体制を確保するため、監査役会規程において定める権限を行使する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力への対応について」

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たすとともに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然として立ち向かい、関係遮断を重視した体制を構築する。

- (1) 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応するとともに断固として拒絶する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図る。
- (3) 反社会的勢力とは取引関係を含め、関係遮断を重視した業務運営を行う。
- (4) 反社会的勢力による不当要求を拒絶するとともに、民事・刑事の両面から法的対応を行う。
- (5) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また資金提供、および不適切・異例な便宜供与は絶対に行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- (1) 反社会的勢力等への対応統括部署をお客様相談室とし、本部・営業店に不当要求防止責任者を配置する。
- (2) 平素から、岩手県暴力団追放県民会議、警察本部組織犯罪対策課、弁護士と連携し、反社会的勢力から不当な要求があったまたは予想される場合、断固拒否する体制を整備する。
- (3) お客様相談室は、反社会的勢力の情報を行内及び関係各方面から収集し一元管理する。
- (4) 反社会的勢力の不当要求に断固として対決するとともに具体的な対応マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」を策定する。
- (5) 全店を対象に研修を実施するほか、営業店においても対応方法を研修するなど組織全体で意識向上に向け取り組む。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

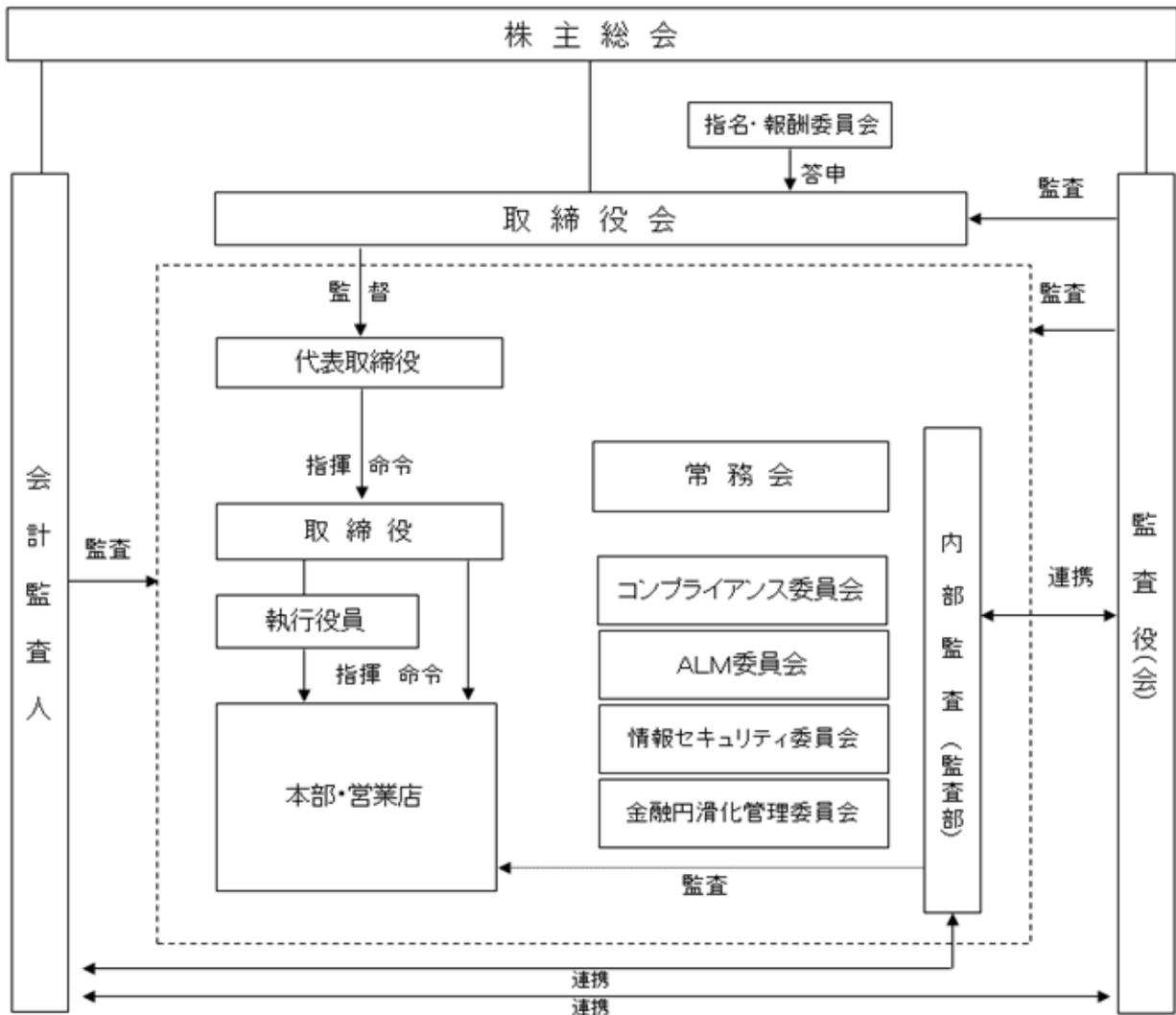
#### 1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

- (1) 経営企画部は、本部各部及び子会社から報告される適時開示情報を収集し情報取扱責任者に報告を行いません。
- (2) 有価証券報告書等監査対象書類については、会計監査人による監査を受けます。
- (3) 社内規定に基づき、取締役会等に適時開示情報を付議し、承認を経て開示いたします。
- (4) 監査役は、取締役会等への出席を通じて適時開示情報について監査を行います。
- (5) 監査部は、情報開示の状況、プロセスの適正性を監査しております。

#### 2. 当行の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

- (1) 投資者の投資判断に重要な影響を与える事実等が発生した場合、社内規定に基づき取締役会等を開催するなど、適時適切な情報開示に対応できるよう社内体制の整備を行っております。
- (2) 決算報告書等適時開示書類を適正に作成するため、内部監査を実施する監査部を設置しております。
- (3) 監査部は、営業店、本部各部及び子会社の監査を実施しており、監査結果について取締役会等に報告するなど、体制の強化に努めております。

コーポレートガバナンス体制図



# 会社情報の適時開示体制図

